

2013年12月9日
オーストラリア政府観光局

ワーキングホリデー制度を利用してオーストラリアに行こう！ 「オーストラリア de ワーキングホリデー」キャンペーンを開始

オーストラリア政府観光局(以下「TA」、日本支局:東京都千代田区、日本・韓国地区局長: アンドリュー・ライリー)は、オーストラリアのワーキングホリデー制度に対するより一層の認知向上を目的に、TA サイト内に特設ページ(<http://www.australia.com/jp/wh.aspx>)を開設しました。これを記念し、12月9日より「オーストラリア de ワーキングホリデー」キャンペーンを実施し、オーストラリアのワーキングホリデー制度の魅力を訴求してまいります。

「オーストラリア de ワーキングホリデー」キャンペーンは、(株)エスティエートラベル協力のもと、往復航空券や話題のレンズカメラをはじめとするワーキングホリデー生活を応援するプレゼントが当たるキャンペーンで、TAの公式 Facebook より来年2月中旬までご応募いただけます。TA公式サイト内に設置されたオーストラリアのワーキングホリデー制度を紹介する特設ページでは、オーストラリアが渡航先として選ばれる理由を解説するほか、体験者のインタビューや、渡航までの準備などの情報を紹介しており、是非ともワーキングホリデーに興味ある方にご覧いただきたい内容です。

昨今、日本では世界を舞台に活躍できるグローバル人材の需要が高まりつつあり、留学や海外で働きながら休暇が取れるワーキングホリデー制度に注目が集まっています。その中でもオーストラリアのワーキングホリデービザを取得する日本人は年間約8,000人に上ります。(*1)

オーストラリアがワーキングホリデー先として選ばれる5つのポイント:

- 多民族・多文化国家のオーストラリア: 200カ国から移民を受け入れており(*2) グローバルな見地を身につけることができる。
- 親しみやすいオージー気質/国民性: 気軽に英語でコミュニケーションが図れるため、日本人が苦手なコミュニケーションの壁を克服するには最適な環境である。
- 暮らしやすい国: 自然が豊かで、「世界でもっとも住みやすい街」に選ばれたメルボルンをはじめ、アデレード、シドニー、パースもトップ10にランクイン(*3)するなど、暮らしやすい環境である。
- 最低時給16.37豪ドル(*4)で比較的高水準である。
- Second Working Holiday visa のシステムがあるので、労働条件付きで最長2年までの滞在が可能である。

参照資料

*1: Australian Government Working Holiday Marker visa program report 30 June 2013

*2: Department of Foreign Affairs and Trade April 2008

*3: 2013 Survey by Economist Intelligence Unit in UK

*4: Australia Fair Work Commission

TA はこうした背景を踏まえ、ワーキングホリデー制度の利用を具体的に考えている若者だけでなく、海外での生活やキャリア育成を検討している潜在層に対しても、渡航先としてのオーストラリアの魅力を訴えてまいります。当面は、日本からワーキングホリデーを利用した渡航者数を年間1万人まで引き上げることを目指し、活動を行ってまいります。

<参考 URL>

ワーキングホリデー制度特設ページ: <http://www.australia.com/jp/wh.aspx>

「オーストラリア de ワーキングホリデー」キャンペーンページ: <http://fbapp.monipla.jp/campaign/detail/17323>

TA 公式 Facebook: <http://www.facebook.com/AustraliaJP>

TA 公式 Twitter: http://twitter.com/Go_Australia



「オーストラリア de ワーキングホリデー」キャンペーン特設ウェブページ



「オーストラリア de ワーキングホリデー」キャンペーンバナー

■ 日本におけるオーストラリアのワーキングホリデー制度とは:

ワーキングホリデーとは、協定国にて最長 1~2 年間の滞在をしながら、生活資金を補うために働くことが認められている制度。日本のワーキングホリデー制度は、国際視野を持った若者を育成し両国間の交流をはかる目的で、1980 年にオーストラリアとの間で最初に開始された。ビザ申請対象は 18~30 歳で、滞在可能期間は入国日より原則 1 年間。農場など指定の勤務先で 3 か月働いた場合は、1 年間の滞在延長が認められる。なお、2 年滞在可能はオーストラリアのみである。また、同一雇用主のもとで 6 か月間の就労が可能で、最長 4 か月の就学も可能。

<本リリースに関する報道関係者の問い合わせ先>
 オーストラリア政府観光局 広報センター(フルハウス内) 大竹/土屋
 電話:03-5218-2582/FAX:03-3401-8085